

## シンポジウム

神奈川大学法学部設立四〇周年記念シンポジウム（二〇〇五年二月一七日・本学セレストホール）

「神大法学部からの問いかけ

——法学教育は何を目指すべきか」

神奈川大学法学部設立四〇周年記念

シンポジウム実行委員会

——二〇〇五年、本学法学部は設立四〇周年を迎えた。これを記念して同年二月一七日に「神大法学部からの問いかけ——法学教育は何を目指すべきか」と題するシンポジウムが開催された。このシンポジウムにおける二つの基調講演を本号に掲載する（二〇五頁以下および二二二頁以下参照）。その意義を説明するには、このシンポが催された経緯と趣旨を明らかにし、当日の状況を素描しておく必要がある。

「神奈川大学法学部設立四〇周年記念事業趣意書」は次のように述べている。

本学は、一九二八年（昭和三年）、横浜で働きながら勉学を志す若者のために開校した「横浜学院」が前身である。現在まで、創立当時からの実学志向や「質実剛健・積極進取」の精神を受け継ぎ、教養と実践力を備えた人材を多く社会に輩出している。法学教育の歴史も古く、本学創立の翌年、「法学科」が開設されている。一九六五年（昭和四〇年）には「法学部」が

設立され、本年（二〇〇五年）、四〇周年を迎えることとなった。

他方、昨年（二〇〇四年）四月には、神奈川大学大学院法務研究科（法科大学院）が発足・始動した。このことは、法学部における法学教育のあり方にも少なからず影響を及ぼしつつある。なによりも、法学部の専任教員の相当数が入れ替わる直接的な契機となった。法科大学院との兼任も含めて法学部所属の教員は三五名を数えるが、ここ二、三年の間に新たに加わった者は、ほぼ半数を占める一七名である。とくに、「若手」教員の増加は著しいものとなった。

このような情勢の変化を踏まえて、今回の法学部設立四〇周年記念事業では、「神大法学部からの問いかけ——法学教育は何を目指すべきか」と題して、確実に変わりつつある——ある意味では変わらなければならない——法学教育のあり方を、今後、神大法学部を担っていかなければならない「若手」教員が中心になって論じてみることにした。単に内向きの議論にと

どまるのではなく、在学生はもとより、広く一般市民や、法学部への進学を志す高校生に向けて、これからの法学教育は何を目指すべきか、じかに問いかけ、ともに考える機会にしたい。

このような問題認識が、現在も進行中の司法制度改革に大きく影響をうけたものであることはいうまでもない。司法制度改革に関連する一連の動きの中で、とりわけ法科大学院の設置と裁判員制度の導入は、法学部での法学教育のあり方に再検討を迫る重大な要因といってよい。このことによつて、法学部が大学内部で自己完結することが許される時代は完全に過ぎ去ったといわなければならない。つまり、このシンポジウムが行われた二〇〇五年一二月は、法学部の存在意義を再検討する絶好の時期だったのである。

二 シンポジウム第一部では、議論の契機をつかむために次の二つの基調講演が行われた。

まず、山崎学・横浜地方裁判所部総括判事（現釧路地方・家庭裁判所所長）「法学教育への期待——裁判員制度の導入によせて」（本号二〇五頁以下）は、市民が裁判員に扮した模擬裁判に講演者自ら裁判長などとして参加した経験から、裁判員と裁判官の協働を謳う裁判員制度下において法学部での法学教育は如何にあるべきかを論じた。具体的には、市民が職業裁判官とともに評議・評決することは可能なのか、これを可能にする市民はどのような素養を有していなければならないのか、そのような市民の育成と法学部での法学教育はどのような関係に立つのか、といった諸問題が考察された。

次いで、丸山茂・本学大学院法務研究科教授「法の『効用』と法学教育」（本号二二二頁以下）は、法や教育、学校が結局は差異化や文化的支配の装置にすぎないとする「文化資本」（ブルデュー）という見方を紹介し、大学法学部における法学教育の根本的な再検討の必要性を説いた。特に法学教育のあり方については、法が拡散し多様な主観的権利が交錯する現代社会に対応させた形

で構築されなければならないと指摘した。すなわち、そのような現代社会においては「調整」<sup>1)</sup>レギュレーションの原理が重視されるべきであり、そうであるなら、すべての市民は調整者として当事者性をもって主観的権利を主張することが求められ、法専門家はこのような当事者を支援する役割を担うべきことになるという。ここにおいて、このような市民や法専門家のための法学教育を、誰がどのように行うべきなのか、という本シンポジウムのテーマの核心が明らかにされたのである。

右の問題提起を受けてシンポジウム第二部では、「徹底討論——どうする!? 神大法学部」と題して、法学部の若手専任教員が、今後の法学教育のあり方、本学法学部の進むべき方向についてダイベート形式で議論を繰り広げた。<sup>(1)</sup>なお、当日は、ダイベート教育に詳しい学内外の先生方にダイベートのレフェリーをお願いした。レフェリーを務めて下さった、河上婦志子・本学人間科学部教授、菅家知洋・東海大学外国語教育センター専任講師、杉本剛・本学工学部教授に感謝の意を表したい。

ディベートは次の二つのセッションで行われた。

第一セッションでは、「法学教育は何を指すべきか？」というテーマのもと、「専門家の養成⇨キャリア教育」対「市民の育成⇨教養教育」というディベート論題が与えられた。前者の立場は、専門家——準法曹（司法書士・税理士等）、公務員、企業法務部勤務者などを想定している（法曹三者はのぞく）——は専門的知識を有する市民なのであるから、キャリア教育を行うことこそが円満な人格と豊かな教養をあわせもつ市民の育成をも兼ねるものであると主張した。これに対して後者の陣営は、大抵は多くの研究者と豊富な蔵書を擁することによって学生が（資格取得に拘束されることなく）自由に成長する環境を与える場であり、資格試験の解答テクニックをも指導せざるをえないキャリア教育には、円満な人格形成どころか倫理観の欠如に結びつきうる弊害さえも内在している」と述べた。聴衆（多くは本学法学部学生）は後者の立場を、レフェリーは一般のディベート採点方法にしたがって前者の立場を、それぞれ僅差の勝ちと判定した。

その後登壇教員とフロア（ベテラン教員や学部学生など）の間で自由な議論がもたれた。ここでは、いずれか一方の立場のみに偏るべきではないという点では一応のコンセンサスがあったように思われるが、いずれの立場に重きをおくべきかという点では見解の一致はみられず、このセッションのテーマが困難なものであることが浮き彫りとなった。

第二セッションのテーマは「ロースクール時代に法学部は必要か?」、ディベート論題は「法学部不要論」対「法学部必要論」であった。前者は、従来の法学部は学生に法解釈学をたたき込むことによつて実務法曹のみならず法的素養を有するジェネラリストをも輩出してきたが、法科大学院を含む専門職大学院の登場や、社会の複雑化によるジェネラリスト需要の低下を根拠にして、従来型の法学部教育不要論を展開した。これに対して後者は、法科大学院進学者中に占める法学部出身者の割合の高さに鑑みれば、法学部教育と法科大学院教育の間には——制度的な遮断にもかかわらず——実質的な結びつき

が認められること、また、中等教育における法教育を完成させる場としても法学部での法学教育が必要であること述べた。この対決を制したのは皮肉にも聴衆・レフェリーとともに法学部不要論であった。もちろんこの判定は、不要論側がより説得力ある主張を展開したということと、聴衆が本学の法学部を不要と判断したということを意味しない。むしろこのディベートから汲み取るべきなのは、両陣営の主張が従来型の法学部教育の改革の必要性の点では一致していたという点であると思われる。その後第一セッションと同様、登壇教員とフロアの間で自由闊達な議論が展開された。

このシンポジウムは、全体として、法学部教育の改革の重要性を再認識する場となった。しかし、その方向性はなお明確になつたわけではない。法学部での法学教育の目的には、法科大学院設立後の現在においてもなお「専門家の養成」と「市民の育成」の両面性がある——後者については中等教育等で実施されている法教育との関連性も同時に顧慮されなければならない——ため、そ

の重心の取り方や方法論についてさらなる検討が必要である。今後も模索が続けられるが、その際に忘れてならないことは、常に社会の動きに目を向けて、法学部の社会的役割・責任を自覚しつつ議論を継続することである。このことの重要性だけは断言してもよいように思われる。

三 以上シンポジウムの趣旨と当日の様子を概観した。いうまでもなくシンポジウムは全体でひとつの意味を有するものであるから、われわれは、第一部（基調講演）と第二部（討論）とを切り離して、前者のみをここに掲載することを遺憾とする。しかしながら、司法制度改革進行中の現在、法学教育のあり方について試行錯誤しているのはひとり本学法学部のみではない。むしろ二つの基調講演は、法学部を中心とした法学教育にたずさわる多くの組織や個人にとって、さらには法学教育を受ける者（法学部学生や法学部進学志望者）にとっても重要な指針とすべき内容を有するものと思われる。そこで本シンポジウム実行委員会は、基調講演の『神奈川法学』誌上での

活字化を講演者にお願ひしたところ快諾を得たため、ここに公表することにした。山崎学判事と丸山茂教授にはこの場を借りて深くお礼申し上げる。第二部(討論)の詳細な紹介および総括は他日を期することとしたい。

六六頁、釜谷真史「ディベート活用! レポート作成術」同六一〇号(同)五四頁。

(シンポ実行委員・篠森大輔記)

(一) 本シンポジウムにおいてディベートを試みた根拠は、ディベート論題のうちいずれの立場を主張するにせよ、論題の背後にあるテーマへの理解を一層深めることができ、ひいては(ディベート上の主張とは離れた)自分自身の見解を磨き上げる契機となるという、ディベートの一般的効用に求められる。この効用は、本シンポのテーマのように教員・学生が一体となって考えてゆかねばならない問題を考察する際に特にその真価を発揮するものと思われる。さらに、教員自身がディベートを試みることでその効用を再確認することや、これを学生の前行うことを通じてシンポそれ自体をも法学教育に生かすことなども、副次的な根拠として挙げておきたい。なお、近時法学部での法学教育にもディベートをとり入れる事例がみられ、その一定の効用が報告されている。とりわけ西南学院大学法学部の取り組みは興味深い(富田麻理「ディベートで論理的思考を身につけよう」法学セミナー六〇八号(二〇〇五年)六六頁、横尾亘「ディベートを採り入れた基礎演習の実際」同六〇九号(同))